関係会社株式	売買目的有価証券に該当する株式及び親会社株式以外のもの。流動資産に属するものを除く。
関係会社社債	売買目的有価証券に該当する社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。
その他の関係会社有価証券	関係会社有価証券のうち、親会社株式、関係会社株式及び関係会社社債以外のもの。流動資産に属するものを除く。
出資金	関係会社出資金を除く。
関係会社出資金	流動資産に属するものを除く。
長期貸付金	期限が決算期後１年を超える貸付金（関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定するものをいう。以下同じ。）、株主、役員又は従業員に対するものを除く。）
社内長期貸付金	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金
関係会社長期貸付金	関係会社に対する長期貸付金
破産更生債権等	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
長期前払費用	決算期後１年を超えた後に費用となるものの前払額
前払年金費用	
繰延税金資産	流動資産に属するものを除く。
投資不動産	
その他の投資及びその他の資産	期限が決算期後１年を超える債権で、他の投資科目に属さないもの及び売掛金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権のうち破産更生債権等で、決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
（何）貸倒引当金（貸方）	長期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額（一括して掲記することを妨げない。）

繰　延　資　産

科　目	備　考
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	

負　債

流　動　負　債

科　目	備　考
支払手形	通常の取引に基づいて発生した手形（金融手形を除く。）上の債務
買掛金	通常の取引に基づいて発生した事業上の未払額
短期借入金	金融手形その他の期限が決算期後１年以内の借入金（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後１年以内に期限が到来するもの
未払金	未払配当金その他買掛金又は未払費用に属さないもの
未払費用	利息、賃借料、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
繰延税金負債	⑴　流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 ⑵　特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後１年以内に取り崩されると認められるもの
前受金	受注品等に対する内入金その他前受収益に属さないもの
預り金	他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
前受収益	利息、賃貸料等の収益で、翌事業年度以後に属するものの前受額
修繕引当金	
（何）引当金	その性質により流動負債に計上することが相当なもの
資産除去債務	資産除去債務のうち、決算期後１年以内に履行されると認められるもの
社内短期借入金	株主、役員又は従業員からの短期借入金
従業員預り金	社内預金等従業員からの預り金
その他の流動負債	期限が決算期後１年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの

固　定　負　債

科　目	備　考
社債	期限が決算期後１年を超えるもの
長期借入金	金融手形その他の期限が決算期後１年を超える借入金（関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。）
関係会社長期借入金	関係会社からの長期借入金
社内長期借入金	株主、役員又は従業員からの長期借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
長期未払金	
繰延税金負債	繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの
退職給付引当金	
（何）引当金	その性質により固定負債に整理することが相当なもの
資産除去債務	資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの
その他の固定負債	期限が決算期後１年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの

純　資　産

株　主　資　本

科　目	内　訳　科　目	備　考
資本金		
新株式申込証拠金		
資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		